

# 投資信託のコスト③投資先ファンドのコスト



- 投資信託にはファンド・オブ・ファンズやファミリーファンドという投資形態がある
- ファンド・オブ・ファンズの場合、株式や債券などに直接投資するのではなく、ファンドを通じて投資するため、購入した投資信託と投資先のファンドで二重にコストがかかるが、一体型で設計されているものもある
- ファンド・オブ・ファンズの購入を検討する場合には投資先ファンドの信託報酬を合わせた実質的な負担がどのくらいになるのか確認が必要

## 投資信託の運用形態

今回は投資信託のコストのうち、投資先ファンドにかかるコストについてご説明します。まず投資信託にはファンド・オブ・ファンズやファミリーファンドで運用しているものがあります。

ファンド・オブ・ファンズは投資家が購入した投資信託で直接、株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などを組入れたファンドに投資する投資信託です。メリットはいくつかありますが、まずは様々な資産に投資をするバランスファンドを考えてみましょう。株式や債券など様々な資産に投資する場合、ひとつの運用会社に全ての運用を任せるのではなく、それぞれ株式の運用が得意な会社、債券の運用が得意な会社、に任せることができます。また投資家が直接購入する国内投信の利便性はそのままに、投資先ファンドを外国にすることで海外の信託銀行を活用できます。日本の信託銀行はまだ投資可能国が少なく、この方式でないと投資できない国がたくさんあります。

ファミリーファンドの運用は投資家が購入する投資信託をベビーファンドとして、各ベビーファンドで集まった資金をマザーファンドで一括して運用するという方式です。実質的な運用をマザーファンドで行うことによって、効率的に運用したり、規模のメリットを生かした売買コストの削減等のメリットがあります。マザーファンドでは通常、信託報酬が設定されず、ベビーファンドで信託報酬を控除するため、ベビーファンド毎に異なるコスト設定が可能です。

## 投資先ファンドのコスト

一方、ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにも管理報酬などの費用がかかります。つまり、投資家が購入した投資信託とその投資先のファンドで二重にコストがかかることとなります。例えば、投資先ファンドにおいても管理報酬、サービス報酬、保管受託銀行報酬、などがかかります。これらの費用がどのくらいかかったのかは運用報告書で確認することができます。ただし、ファンド・オブ・ファンズで運用するために最初からファンド・オブ・ファンズに組入れる目的で設定した投資先ファンドを用意する場合があります。この場合は一体型で設計され、例えばファミリーファンドでは1%程度のコストのものを、ファンド・オブ・ファンズで設計し、ファンド・オブ・ファンズの信託報酬を0.5%、投資先ファンドで0.5%で、合計1%程度になるようにするというケースも多くあります。

信託報酬は算出されている基準価額から控除されていますので、購入を検討している投資信託がファンド・オブ・ファンズだった場合には、目論見書等で投資先のファンドの信託報酬を合わせた実質的な負担がどのくらいになるのかを確認する必要があります。実際の信託報酬額は組入れファンドの比率等で変わりますので、一般的に最大で何パーセント程度になるかという目安が表示されています。

このように保有期間中にかかるコストである信託報酬の負担が実質的にどのくらいになっているのかを確認する必要があります。

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。
- 運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。
- 当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。